

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案関係資料

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

一 被害者参加弁護士を選定の請求

1 刑事訴訟法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人（同法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が基準額（標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができるものとする。〔第五条第一項関係〕

2 1の請求は、日本司法支援センター（総合法律支援法第十三條に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）を経由してしなければならないものとする。この場合においては、被害者参加人は、資力及び

その内訳等を申告する書面を提出しなければならないものとする。 (同条第二項関係)

3 日本司法支援センターは、1の請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、2により提出を受けた書面を送付しなければならないものとする。 (同条第三項関係)

二 被害者参加弁護士の候補の指名及び通知

1 日本司法支援センターは、一の1の請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならないものとする。 (第六条第一項関係)

2 日本司法支援センターは、1の指名をするに当たっては、一の1の請求をした者の意見を聴かなければならないものとする。 (同条第三項関係)

三 被害者参加弁護士の選定等

1 裁判所は、一の1の請求があつたときは、請求が不適法である場合その他一定の場合を除き、被害者参加弁護士を選定するものとする。 (第七条第一項関係)

2 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができるものとする。 (第八条第四項関係)

3 裁判所は、被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなった場合その他一定の場合には、被害者参加弁護士の選定を取り消すことができるものとする。 (第九条第一項関係)

四 費用の徴収

被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力等について虚偽の記載のある一の2の書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができるものとする。 (第十一条関係)

第二 総合法律支援法の一部改正

一 国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保

総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の規定に基づいて裁判所が選定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定が行われる態勢の確保が図られなければならないものとする。 (第五条関係)

二 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款

日本司法支援センターは、弁護士と国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、法務大臣の認可を受けた契約約款によらなければならないものとする。 (第三十六条関係)

三 国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等

1 日本司法支援センターは、国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、日本司法支援センターとの間で

国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。）の中から国選被害者参加弁護士の候補を指名しなければならないものとする。 （第三十
八条の二第一項関係）

- 2 日本司法支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。 （同条第二項関係）
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。 （附則第一項関係）
- 二 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 （附則第二項関係）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援
法の一部を改正する法律案

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(第五条―第八条)」を
「第四章

第五章

被害者参加弁護士の選定等(第五条―第十二条)

に、「第五章」を「第六

民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(第十三条―第十六条)」

章」に、「第九条―第十四条」を「第十七条―第二十二條」に、「第十五条―第十八条」を「第二十三条―第二十六条」に、「第十九条―第二十三条」を「第二十七条―第三十一条」に、「第二十四条」を「第三十二条」に、「第二十五条・第二十六条」を「第三十三条・第三十四条」に、「第六章」を「第七章」に、「第二十七条―第二十九条」を「第三十五条―第三十七条」に改める。

第二十九条中「第四章に規定する」の下に「被害者参加弁護士の選定等、第五章に規定する」を加え、同条を第三十七条とする。

第二十八条第二項中「第十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条第一項（第二十四条第四項）」を「第二十八条第一項（第三十二条第四項）」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十七条第二項中「第四章」を「第五章」に改め、同条を第三十五条とする。

第六章を第七章とする。

第五章第五節中第二十六条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とする。

第二十四条第一項中「第十六条第三項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第四項中「第二十条から第二十二条まで」を「第二十八条から第三十条まで」に改め、第五章第四節中同条を第三十二条とする。

第二十三条中「第二十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、第五章第三節中同条を第三十一条とする。

第二十二条中「第二十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「第二十四条第四項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十条第一項中「第九条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十条」を「第十八条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条を第二十七条とする。

第十八条第一項中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十条」を「第二十八条」に改め、第五章第二節中同条を第二十六条とする。

第十七条を第二十五条とする。

第十六条第一項中「第九条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条を第二十三条とし、第五章第一節中第十四条を第二十二条とする。

第十三条第一項第一号及び第四号中「第九条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第一項中「第五条」を「第十三条」に改め、同条を第二十条とする。

第十一条を第十九条とする。

第十条中「第十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同条を第十八条とする。

第九条を第十七条とする。

第五章を第六章とする。

第八条中「第五条」を「第十三条」に改め、第四章中同条を第十六条とする。

第七条を第十五条とする。

第六条第一項中「前章」を「第三章」に改め、「（昭和二十三年法律第三百一十一号）」を削り、同条を第十四条とする。

第五条を第十三条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 被害者参加弁護士の選定等

（被害者参加弁護士の選定の請求）

第五条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人（同法第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）であつて、その資力（その者に属する現金、預金その他政令

で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告人に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）を経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

一 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内訳を申告する書面

二 前号に掲げる者以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

(被害者参加弁護士の候補の指名及び通知)

第六条 日本司法支援センターは、前条第一項の規定による請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、日本司法支援センターは、次条第一項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、前項の規定による指名及び通知をしないことができる。この場合においては、日本司法支援センターは、裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による指名をするに当たっては、前条第一項の規定による請求をした者の意見を聴かなければならない。

(被害者参加弁護士の選定)

第七条 裁判所は、第五条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合

を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

一 請求が不適法であるとき。

二 請求をした者が第五条第一項に規定する者に該当しないとき。

三 請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士の選定を取り消された者であるとき。

2 裁判所は、前項の規定により被害者参加弁護士を選定する場合において、必要があるときは、日本司法支援センターに対し、被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることができる。この場合においては、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

(被害者参加弁護士の選定の効力)

第八条 裁判所による被害者参加弁護士の選定は、審級ごとにしなければならない。

2 被害者参加弁護士の選定は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、被害者参加人が手続への参加を許されていない事件については、この限りでない。

3 被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百十六条の三十三第三項の決定があつたときは、その効

力を失う。

4 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

5 前項の規定により被害者参加弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第九条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被害者参加弁護士の選定を取り消すことができる。

一 被害者参加人が自ら刑事訴訟法第三百十六条の三十四から第三百十六条の三十八までに規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなつたとき。

二 被害者参加人と被害者参加弁護士との利益が相反する状況にあり被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

三 心身の故障その他の事由により、被害者参加弁護士が職務を行うことができず、又は職務を行うこ

とが困難となったとき。

四 被害者参加弁護士がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

五 被害者参加弁護士に対する暴行、脅迫その他の被害者参加人の責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

2 裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第七条第二項の規定を準用する。

（虚偽の申告書の提出に対する制裁）

第十条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

（費用の徴収）

第十一条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の

記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

3 費用賠償の裁判の執行に関する刑事訴訟法の規定は、第一項の決定の執行について準用する。

(刑事訴訟法の準用)

第十二条 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びその取消しについて、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。

(総合法律支援法の一部改正)

第二条 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の二」を「第三十九条の三」に改める。

第五条の見出し中「選任」の下に「及び国選被害者参加弁護士の選定」を加え、同条中「選任」の下に「並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基づいて裁判所が選定する犯罪被害者等保護法第五条第一項に規定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定」を加える。

第三十条第一項第三号中「の選任」の下に「並びに国選被害者参加弁護士の選定」を加え、同号口中「国選弁護士等契約弁護士」の下に「及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があった場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。）の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

第三十四条第二項第二号中「国選弁護士等」の下に「及び国選被害者参加弁護士」を、「第三十九条第四項」の下に「、第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項」を加える。

第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項中「国選弁護士等」の下に「及び国選被害者参加弁護士」を加える。

第三十七条（見出しを含む。）中「国選弁護士等契約弁護士」の下に「及び被害者参加弁護士契約弁護士」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等）

第三十八条の二 支援センターは、犯罪被害者等保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。

第三章第三節第一款中第三十九条の二の次に次の一条を加える。

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

2 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

理由

刑事被告事件の手續への参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であっても被害者参加弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うことについて、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）	1
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	14
○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）	19

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 被害者参加弁護士の選定等（第五条～第十二条）</p> <p>第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条～第十六条）</p> <p>第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第十七条～第二十二條）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第二十三条～第二十六条）</p> <p>第三節 異議等（第二十七条～第三十一条）</p> <p>第四節 民事訴訟手続への移行（第三十二条）</p> <p>第五節 補則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第七章 雑則（第三十五条～第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 被害者参加弁護士の選定等</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第五条～第八条）</p> <p>第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例</p> <p>第一節 損害賠償命令の申立て等（第九条～第十四條）</p> <p>第二節 審理及び裁判等（第十五条～第十八条）</p> <p>第三節 異議等（第十九条～第二十三条）</p> <p>第四節 民事訴訟手続への移行（第二十四条）</p> <p>第五節 補則（第二十五条・第二十六条）</p> <p>第六章 雑則（第二十七条～第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

(被害者参加弁護士の選定の請求)

第五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人(同法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。)であつて、その資力(その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。)から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から三月以内に支出することとなると認められる費用の額(以下「療養費等の額」という。)を控除した額が基準額(標準的な三月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士(被害者参加人の委託を受けて同法第三百十六條の三十四から第三百十六條の三十八までに規定する行為を行う弁護士をいう。以下同じ。))の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

2|

前項の規定による請求は、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三條に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。))を経由してしなければならない。この場合においては、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

一 その資力が基準額に満たない者 資力及びその内

(新設)

訳を申告する書面

二 前号に掲げる者以外の者 資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならぬ。

(被害者参加弁護士候補の指名及び通知)

第六条 日本司法支援センターは、前条第一項の規定による請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、日本司法支援センターは、次条第一項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、前項の規定による指名及び通知をしないことができる。この場合においては、日本司法支援センターは、裁判所にその旨を通知しなければならぬ。

3 日本司法支援センターは、第一項の規定による指名をするに当たっては、前条第一項の規定による請求をした者の意見を聴かなければならぬ。

(被害者参加弁護士の選定)

第七条 裁判所は、第五条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

一 請求が不適法であるとき。
二 請求をした者が第五条第一項に規定する者に該当

(新設)

(新設)

しないとき。

三 請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士を選定を取り消された者であるとき

2 裁判所は、前項の規定により被害者参加弁護士を選定する場合において、必要があるときは、日本司法支援センターに対し、被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることができる。この場合においては、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

(被害者参加弁護士の選定の効力)

第八条 裁判所による被害者参加弁護士の選定は、審級ごとにしなければならない。

2 被害者参加弁護士の選定は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、被害者参加人が手続への参加を許されていない事件については、この限りでない。

3 被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百六十六条の三十三第三項の決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

5 前項の規定により被害者参加弁護士に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第九条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被害者参加弁護士の選定を取り消すこと

(新設)

(新設)

ができる。

一 被害者参加人が自ら刑事訴訟法第三百十六條の三十四から第三十六條の三十八までに規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなつたとき。

二 被害者参加人と被害者参加弁護士との利益が相反する状況にあり被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

三 心身の故障その他の事由により、被害者参加弁護士が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。

四 被害者参加弁護士がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

五 被害者参加弁護士に対する暴行、脅迫その他の被害者参加人の責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。

2 裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第七條第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十條 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五條第二項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。

(新設)

(費用の徴収)

第十一条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第五条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で当該被害者参加人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2| 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ
る。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟
法の規定を準用する。

3| 費用賠償の裁判の執行に関する刑事訴訟法の規定は
、第一項の決定の執行について準用する。

(刑事訴訟法の準用)

第十二条 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項の規
定は被害者参加弁護士の選定及びその取消しについて
、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項
の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用す
る。

第五章

民事上の争いについての刑事訴訟手続に
おける和解

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

第十三条 (略)

2 4 (略)

(和解記録)

第十四条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立
てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害

(新設)

(新設)

第四章

民事上の争いについての刑事訴訟手続に
おける和解

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

第五条 (略)

2 4 (略)

(和解記録)

第六条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立て
に基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害

害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）を、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

2・3（略）

（民事訴訟法の準用）

第十五条（略）

（執行文付与の訴え等の管轄の特則）

第十六条 第十三条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第二項（同法第三十四条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。

第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害

関係を疎明した第三者は、前章及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）を、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

2・3（略）

（民事訴訟法の準用）

第七条（略）

（執行文付与の訴え等の管轄の特則）

第八条 第五条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第二項（同法第三十四条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。

第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害

賠償請求に係る裁判手続の特例
第一節 損害賠償命令の申立て等

(損害賠償命令の申立て)

第十七条 (略)

(申立書の送達)

第十八条 裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第二十一条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならぬ。

(管轄に関する決定の効力)

第十九条 (略)

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第二十条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第十三条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。))のための手続を含む。)及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。)は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 (略)

(申立ての却下)

第二十一条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第十七条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。)

賠償請求に係る裁判手続の特例
第一節 損害賠償命令の申立て等

(損害賠償命令の申立て)

第九条 (略)

(申立書の送達)

第十条 裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第十三条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならぬ。

(管轄に関する決定の効力)

第十一条 (略)

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第十二条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第五条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。))のための手続を含む。)及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。)は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

2 (略)

(申立ての却下)

第十三条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第九条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。)

二・三 (略)

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

2・3 (略)

(時効の中断)

第二十二條 (略)

第二節 審理及び裁判等

(任意的口頭弁論)

第二十三條 (略)

(審理)

第二十四條 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合(当該言渡しに係る罪が第十七条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。)には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないとき、認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。

2・4 (略)

(審理の終結)

第二十五條 (略)

(損害賠償命令)

第二十六條 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十一条第一項の決定を除く。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載

二・三 (略)

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

2・3 (略)

(時効の中断)

第十四條 (略)

第二節 審理及び裁判等

(任意的口頭弁論)

第十五條 (略)

(審理)

第十六條 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合(当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。)には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないとき、認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。

2・4 (略)

(審理の終結)

第十七條 (略)

(損害賠償命令)

第十八條 損害賠償命令の申立てについての裁判(第十三条第一項の決定を除く。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決

した決定書を作成して行わなければならない。

一〇六 (略)

二〇五 (略)

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第二十七条 (略)

(訴え提起の擬制等)

第二十八条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第十七条第二項の書面を訴状と、第十八条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

二〇四 (略)

(記録の送付等)

第二十九条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第二十四条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名譽又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条

定書を作成して行わなければならない。

一〇六 (略)

二〇五 (略)

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第十九条 (略)

(訴え提起の擬制等)

第二十条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第九条第二項の書面を訴状と、第十条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

二〇四 (略)

(記録の送付等)

第二十一条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、第十六条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」という。）中、関係者の名譽又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第

第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でない」と認めるものを特定しなければならない。

2 (略)

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第三十条 第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第三十一条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならぬ。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならぬ。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十八条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却

第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でない」と認めるものを特定しなければならない。

2 (略)

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第二十三条 第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第二十三条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならぬ。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならぬ。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下

下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第三十二条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第二十四条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2・3 (略)

4 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第三十三条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第三十四条 (略)

第七章 雑則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第三十五条 (略)

2 第五章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。

し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第二十四条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第十六条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2・3 (略)

4 第二十条から第二十二条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第二十五条 (略)

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 (略)

第六章 雑則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第二十七条 (略)

2 第四章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。

を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第三十六条 (略)

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第二十七条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十八条第一項(第三十二条第四項において準用する場合を含む。)

の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の項の規定により納めべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納められた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 (略)

(最高裁判所規則)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する被害者参加弁護士を選定等、第五章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解及び損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

を準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等)

第二十八条 (略)

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第十九条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)

の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の項の規定により納めべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納められた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 (略)

(最高裁判所規則)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解及び損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 日本司法支援センター</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務運営</p> <p>第一款 業務（第三十条―第三十九条の三）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（国選弁護人等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保）</p> <p>第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 日本司法支援センター</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 業務運営</p> <p>第一款 業務（第三十条―第三十九条の二）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第四節・第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（国選弁護人等の選任態勢の確保）</p> <p>第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。</p>

づいて裁判所が選定する犯罪被害者等保護法第五条第一項に規定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。〔の選定が行われる態勢の確保が図られなければならない。〕

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人(以下「国選弁護士等」という。)の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ (略)

ロ 犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。)の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

ニ イの通知に基づき国選弁護士等に選任された国選弁護士等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四〇八 (略)

二・三 (略)

(業務方法書)

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人(以下「国選弁護士等」という。)の選任に関する次に掲げる業務

イ (略)

(新設)

(新設)

ロ イの通知に基づき国選弁護士等に選任された国選弁護士等契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四〇八 (略)

二・三 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護士等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項、第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 (略)

3 (略)

(国選弁護士等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護士等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護士等及び国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護士等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護士等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 (略)

3 (略)

(国選弁護士等の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護士等の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護士等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護士等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3・4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約
弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等)

第三十八条の二 支援センターは、犯罪被害者等保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士のの中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。

(国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

3・4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人等契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護人等契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(新設)

(新設)

2

前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3

裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

○ 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）

改正案	現行
<p>（訴訟の記録の保管）</p> <p>第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第十四条第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（訴訟の記録の保管）</p> <p>第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第六条第一項に規定する和解記録については、その謄本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）による改正後のもの）（抄）	1
○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）	4
○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）（抄）	8
○ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）（抄）	9

（一部未施行）

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）による改正後のもの）（抄）

第四十三条 判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

② 決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

③ 決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調をすることが出来る。

④ 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

第四十四条 裁判には、理由を附しなければならない。

② 上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八条第二項の規定により異議の申立をすることが出来る決定については、この限りでない。

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

二 刑法第七十六条から第七十八条まで、第二百十一条第一項、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（第一号に掲げる罪を除く。）

四 前三号に掲げる罪の未遂罪

② 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを

裁判所に通知するものとする。

③ 裁判所は、第一項の規定により被告事件の手續への参加を許された者（以下「被害者参加人」という。）が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならぬ。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手續への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

第三百十六条の三十四 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができる。

② 公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。

③ 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定することができ、認めるときは、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

④ 裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

⑤ 前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百十六条の三十五 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

第三百十六条の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関する

ものを除く。)についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

② 前項の申出は、検察官の尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

③ 裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるときの質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

② 前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求めるときの場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

③ 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事

実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

② 前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

③ 裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

④ 第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

第四百二十二条 即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十五条 即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六条 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならぬ。

② 抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならぬ。

第四百九十条 罰金、科料、没収、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

② 前項の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号） （抄）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士そ

他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

（国選弁護士等の選任態勢の確保）

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。

（被害者等の援助等に係る態勢の充実）

第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することができる態勢の充実が図られなければならない。

（この章の目的）

第十三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。

（支援センターの目的）

第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 （略）

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）の選任に関する次に掲げる業務
イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護士等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「国選弁護士等契約弁護士」という。）の中から、国選弁護士等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

四 （略）
ロ イの通知に基づき国選弁護士等を選任された国選弁護士等契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精進している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの
ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六〇八 (略)

2・3 (略)

(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護士等の候
補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条
第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 (略)

3〇6 (略)

(国選弁護士等の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護士等の事務に関する契約約款を定め、
法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護士等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護士等の候補の指名及び裁判所に
対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契
約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しな
ければならない。

3・4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護士等の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護士等契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護士等契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(区分経理)

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(財務大臣との協議)

第四十九条 財務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十八条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）

(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三 (略)

(検討等)

第十条 政府は、被害者参加人（第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

○ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号） (抄)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 (略)

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、うにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。